鹿児島県	
鹿屋市	輝北町諏訪原、輝北町市成（県道七一号以西の地域に限る。）、串良町有里、串良町上小原（国道二二〇号以北の地域に限る。）及び串良町下小原（国道二二〇号以北の地域に限る。）
阿久根市	脇本、折口、多田、鶴川内、赤瀬川、波留、晴海町、新町、丸尾町、琴平町、栄町、浜町、本町、高松町、港町、大丸町、鶴見町、塩鶴町、塩浜町、西目及び山下
出水市	境町、上鯖渕、下大川内（国道四四七号以北の地域に限る。）、武本、高尾野町柴引、高尾野町江内、野田町下名、野田町上名、荘、高尾野町下高尾野、高尾野町下水流、高尾野町上水流、高尾野町大久保、大野原町、平和町、浦田町、汐見町、福ノ江町、今釜町、住吉町、明神町、下知識町、知識町、高尾野町唐笠木、高尾野町、大野原町、昭和町、緑町、文化町、黄金町、六月田町、米ノ津町、下鯖町及び美原町、上知識町、西出水町、五万石町、向江町、本町、麓町、中央町
垂水市	市木、高城、中俣及び海潟
曽於市	財部町北俣（県道二号以西の地域に限る。）、財部町南俣、末吉町深川（二千番地から五千番地までの地域を除く。）、末吉町諏訪方、大隅町岩川（県道七一号以北の地域に限る。）、大隅町恒吉、大隅町須田木、大隅町坂元及び大隅町中之内
霧島市	福山町福地、福山町福沢、福山町福山、福山町佳例川、国分敷根、国分川原、国分川内、国分下井、国分上之段、霧島永水（県道二号以南の地域に限る。）、国分重久（一番地から二千六百番地までの地域を除く。）、国分郡田及び国分台明寺
志布志市	有明町原田
南九州市	知覧町瀬世、知覧町東別府（一番地から一万番地までの地域を除く。）、知覧町西元、知覧町南別府、知覧町塩屋、頴娃町別府及び頴娃町上別府
長島町	大字山門野、大字下山門野、大字城川内、大字川床、大字平尾、大字浦底（小字大平、辰ノ先及び外平の地域を除く。）及び大字鷹巣
大崎町	大字井俣（県道五一二号以西及び志布志市有明町内の飛び地の地域に限る。）、大字岡別府、大字永吉（国道二二〇号以北の地域に限る。）及び大字持留及び大字野方（県道七二号以東で国道二六九号以北の地域を除く。）
東串良町	岩弘

○国土交通省告示第千八十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

3 ILS												
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び装置在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項			
									カテゴリー	グライドパス角度		
（略）												
北九州ILS同じ	上欄に北九州空港及びその周辺	ローカライザー	109.15	10	176°	IKQ	24時間	平成18年3月16日	カテゴリーI	3.0°		
		グライドスロープ	331.254 331.246	2 0.2								
		DME	1,115	100								
（略）												

改正前

3 ILS												
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び装置在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項			
									カテゴリー	グライドパス角度		
（略）												
北九州ILS同じ	上欄に北九州空港及びその周辺	ローカライザー	109.15	10	178°	IKQ	24時間	平成18年3月16日	カテゴリーI	3.0°		
		グライドスロープ	331.254 331.246	2 0.2								
		DME	1,115	100								
（略）												